

厚生委員会情報連絡

令和2年2月27日

情報連絡事項	頁
(1) 児童扶養手当額等の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 「ひとり親家庭学習支援事業（派遣型）」の変更について・・・・・・・・	3
(3) 「第31回ボランティアまつり」の開催について・・・・・・・・	4

(福 祉 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	P R の 方 法																																							
<p>1 児童扶養手当額等の改定について</p> <p>所管課 【親子支援課】 【障がい福祉課】</p>	<p>厚生労働省から、以下のとおり児童扶養手当額等の改定を予定している旨の通知があったので、情報提供する。</p> <p>1 児童扶養手当等の改定</p> <p>(1) 児童扶養手当 (月額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">改定前 (～令和2年3月)</th> <th style="width: 35%;">改定後 (令和2年4月～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">42,910 円</td> <td style="text-align: center;">43,160 円(+250 円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">42,900 円～ 10,120 円</td> <td style="text-align: center;">43,150 円(+250 円)～ 10,180 円(+ 60 円)</td> </tr> <tr> <td>第2子加算額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">10,140 円</td> <td style="text-align: center;">10,190 円(+ 50 円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">10,130 円～ 5,070 円</td> <td style="text-align: center;">10,180 円(+ 50 円)～ 5,100 円(+ 30 円)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降加算額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">6,080 円</td> <td style="text-align: center;">6,110 円(+ 30 円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">6,070 円～ 3,040 円</td> <td style="text-align: center;">6,100 円(+ 30 円)～ 3,060 円(+ 20 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等 (月額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手 当 名</th> <th style="width: 35%;">改定前 (～令和2年3月)</th> <th style="width: 35%;">改定後 (令和2年4月～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当 (1 級)</td> <td style="text-align: center;">52,200 円</td> <td style="text-align: center;">52,500 円(+300 円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (2 級)</td> <td style="text-align: center;">34,770 円</td> <td style="text-align: center;">34,970 円(+200 円)</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td style="text-align: center;">14,790 円</td> <td style="text-align: center;">14,880 円(+ 90 円)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td style="text-align: center;">27,200 円</td> <td style="text-align: center;">27,350 円(+150 円)</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td style="text-align: center;">14,790 円</td> <td style="text-align: center;">14,880 円(+ 90 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 改定年月日 (予定) 令和2年4月1日</p> <p>3 改定理由 2019年全国消費者物価指数(対前年比変動率+0.5%)を反映し、手当額を0.5%引き上げる。</p>	区分	改定前 (～令和2年3月)	改定後 (令和2年4月～)	本体額 (全部支給)	42,910 円	43,160 円(+250 円)	〃 (一部支給)	42,900 円～ 10,120 円	43,150 円(+250 円)～ 10,180 円(+ 60 円)	第2子加算額 (全部支給)	10,140 円	10,190 円(+ 50 円)	〃 (一部支給)	10,130 円～ 5,070 円	10,180 円(+ 50 円)～ 5,100 円(+ 30 円)	第3子以降加算額 (全部支給)	6,080 円	6,110 円(+ 30 円)	〃 (一部支給)	6,070 円～ 3,040 円	6,100 円(+ 30 円)～ 3,060 円(+ 20 円)	手 当 名	改定前 (～令和2年3月)	改定後 (令和2年4月～)	特別児童扶養手当 (1 級)	52,200 円	52,500 円(+300 円)	〃 (2 級)	34,770 円	34,970 円(+200 円)	障害児福祉手当	14,790 円	14,880 円(+ 90 円)	特別障害者手当	27,200 円	27,350 円(+150 円)	経過的福祉手当	14,790 円	14,880 円(+ 90 円)		<ul style="list-style-type: none"> ・受給者に手当額改定について通知を送付 ・あだち広報掲載 ・区ホームページ掲載
区分	改定前 (～令和2年3月)	改定後 (令和2年4月～)																																								
本体額 (全部支給)	42,910 円	43,160 円(+250 円)																																								
〃 (一部支給)	42,900 円～ 10,120 円	43,150 円(+250 円)～ 10,180 円(+ 60 円)																																								
第2子加算額 (全部支給)	10,140 円	10,190 円(+ 50 円)																																								
〃 (一部支給)	10,130 円～ 5,070 円	10,180 円(+ 50 円)～ 5,100 円(+ 30 円)																																								
第3子以降加算額 (全部支給)	6,080 円	6,110 円(+ 30 円)																																								
〃 (一部支給)	6,070 円～ 3,040 円	6,100 円(+ 30 円)～ 3,060 円(+ 20 円)																																								
手 当 名	改定前 (～令和2年3月)	改定後 (令和2年4月～)																																								
特別児童扶養手当 (1 級)	52,200 円	52,500 円(+300 円)																																								
〃 (2 級)	34,770 円	34,970 円(+200 円)																																								
障害児福祉手当	14,790 円	14,880 円(+ 90 円)																																								
特別障害者手当	27,200 円	27,350 円(+150 円)																																								
経過的福祉手当	14,790 円	14,880 円(+ 90 円)																																								

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	P R の 方 法												
<p>2 「ひとり親家庭学習支援事業（派遣型）」の変更について</p> <p>所管課 【親子支援課】</p>	<p>「ひとり親家庭学習支援事業（派遣型）」について、令和2年度から以下のとおり変更する。</p> <p>1 事業内容 ひとり親家庭で、学習に遅れや不登校など学習に課題のある子どもに家庭教師を派遣して1対1での学習支援を行い、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る。</p> <p>(1) 変更内容 支援対象を小学生のみとし、定員を増やす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">内容</th> <th style="width: 25%;">変更前</th> <th style="width: 25%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象</td> <td>小学4年生から 中学3年生</td> <td>小学4年生から 小学6年生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定員</td> <td>20名(小・中学生各10名)</td> <td style="text-align: center;">25名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学習時間</td> <td>週1回 小学生90分 中学生120分</td> <td>週1回 小学生90分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 小学生を対象とする理由</p> <p>ア 学習の遅れや不登校等の防止には、早い時期での学習習慣や生活習慣の定着を図ることが重要であることから、小学生への支援を強化していく。</p> <p>イ 小学生には他に利用できる学習支援事業がない。 (中学生は、居場所の学習支援やはばたき塾などあり)</p> <p>2 その他 実施要綱を改正し、対応していく。</p>	内容	変更前	変更後	対象	小学4年生から 中学3年生	小学4年生から 小学6年生	定員	20名(小・中学生各10名)	25名	学習時間	週1回 小学生90分 中学生120分	週1回 小学生90分		<ul style="list-style-type: none"> ・あだち広報掲載 ・区ホームページ掲載 ・豆の木メール、アプリ配信
内容	変更前	変更後													
対象	小学4年生から 中学3年生	小学4年生から 小学6年生													
定員	20名(小・中学生各10名)	25名													
学習時間	週1回 小学生90分 中学生120分	週1回 小学生90分													

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
<p>3 「第31回ボランティアまつり」の開催について</p> <p>所管課 【足立区社会福祉協議会】 【福祉管理課】</p>	<p>ボランティアまつりは、足立区内のボランティアグループ・福祉施設・団体が参加する年1回のイベントである。</p> <p>ボランティアグループの活動や成果発表等により、広く区民に対してボランティアの理解を深め、参加を促進することを目的に開催する。</p> <p>1 テーマ 「ふれあい広場 ～広げよう地域のきずな、あだちから～」</p> <p>2 内容（予定）</p> <p>(1) ボランティア活動発表 大正琴演奏、手話コーラス、健康体操など</p> <p>(2) 体験コーナー 車いす、手話、点字、アイマスクなど</p> <p>(3) バザー・模擬店 物品、軽食、飲み物販売</p> <p>(4) 自主製品販売 鉢花、ビーズ、陶芸、クッキーなど</p> <p>(5) 相談コーナー ボランティア相談など</p> <p>3 実施主体 主唱者：足立区ボランティア連合会 主 催：足立区ボランティアまつり実行委員会 足立区社会福祉協議会 共 催：足立区</p>	<p>令和2年5月10日（日）</p> <p>午前9時30分から午後3時30分まで</p> <p>（開会式午前10時から）</p> <p>足立区役所 1階 アトリウム・正面広場</p>	<p>・公社ニュースときめき4月号掲載</p> <p>・足立区社会福祉協議会ホームページ掲載</p> <p>・4月上旬から区内公共施設等にチラシ・ポスターを配付</p>